

川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市職員のメンタルヘルス対策を推進するため、川崎市職員メンタルヘルス対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、職員のメンタルヘルス対策について調査・審議し、適切な進行管理を行い、推進する。

(組織)

第3条 委員会は委員17人をもって組織する。

2 委員は職員中央安全衛生委員会委員、産業医、精神科医、人事労務担当者その他職場関係者等の中から選任する。

3 委員会に委員長を置き、委員のうち総務企画局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を行う。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、調査・審議のため必要があると認めるときは、関係する資料の提出及び関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務企画局人事部労務厚生課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。